

2 アジアにつながる人流と物流のネットワーク

沖縄は、東アジアの中心に位置する地理的優位性を活かし、アジア経済と連動することでその活力を取り込むビジネス拠点として注目されています。沖縄県では、日本とアジアを結ぶ国際ビジネス都市として沖縄を発展させるため、空と海の玄関口である那覇空港と那覇港を基軸とした、アジア展開に優れた国際物流ネットワーク構築に取り組んでいます。

加えて、県内外を結ぶ直行の旅客便も多く運航しており、空路4時間以内の距離に人口約22億人をもつ巨大マーケットの中心となっています。



海外便		
台北 70便/週 所要時間 1:25 (640km)	釜山 14便/週 所要時間 2:15 (1,008km)	福州 2便/週 所要時間 2:50 (803km)
高雄 13便/週 所要時間 1:45 (843km)	香港 28便/週 所要時間 2:35 (1,440km)	バンコク 4便/週 所要時間 4:40 (3,130km)
台中 6便/週 所要時間 1:40 (746km)	北京 2便/週 所要時間 3:40 (1,852km)	クアラルンプール 5便/週 所要時間 7:30 (3,800km) (台北経由)
ソウル 42便/週 所要時間 2:20 (1,260km)	上海 21便/週 所要時間 2:00 (806km)	シンガポール 6便/週 所要時間 5:10 (3,760km)

・ソウル-下地島 5便/週
・ソウル-石垣島 5便/週
・香港-石垣島 7便/週

※所要時間は那覇空港発各地着までの目安

国内便	
東京 42便/日 所要時間 2:20 (1,687km)	羽田 36便/日 成田 6便/日
名古屋 14便/日 所要時間 2:05 (1,483km)	
関西 27便/日 所要時間 1:50 (1,261km)	関西 14便/日 伊丹 5便/日 神戸 8便/日
福岡 24便/日 所要時間 1:30 (1,008km)	
鹿児島 2便/日 所要時間 1:15 (758km)	
岡山 3便/日 所要時間 1:50 (1,165km)	

1便/日

- 新千歳 ○松山
- 仙台 ○高松
- 新潟 ○宮崎
- 茨城 ○熊本
- 小松 ○奄美
- 静岡 ○与論
- 広島 ○島
- 岩国 ○沖永良部

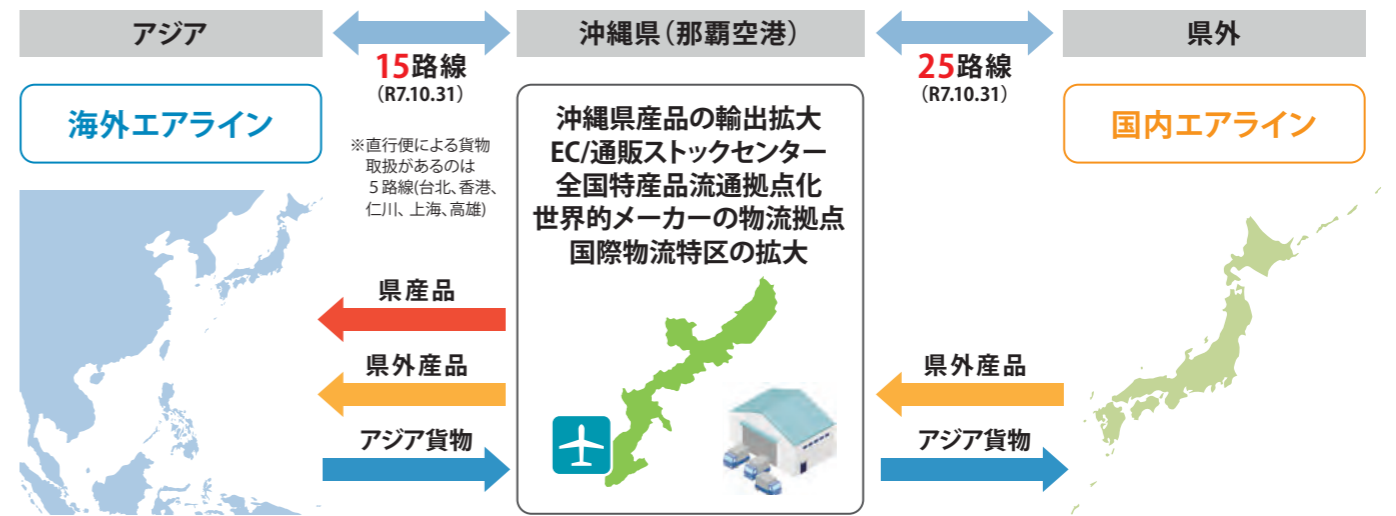
日本とアジアの主要都市を結ぶ那覇空港

那覇空港は、国内各地とアジア主要都市から4時間圏内にあり豊富な航空路線網を持つことから、国際航空物流ハブとしての優位性を有しています。

このため、沖縄県では国際物流拠点の形成を目指し、貨物専用機に加え、那覇空港に就航する旅客便の貨物スペースを活用する輸送モデルを推進しています。Eコマース等の多仕向地・多頻度化の需要に対応するものとして、この輸送モデルの拡充や認知度の向上に取り組むとともに、物流機能の強化を図ることによって、国際航空物流ネットワークの強化・拡充に取り組んでいます。

沖縄国際物流ハブ

- | | |
|---|---|
| <p>ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆貨物専用機に加え、那覇空港に就航する旅客便の貨物スペースを活用した航空物流ネットワークの構築 ◆アジアのダイナミズムの取り込み ◆Eコマース等の物流ニーズへの対応 | <p>効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆物流ネットワークの多様化、低コスト、利便性の向上など機能性の高い国際航空物流ハブの構築 ◆県産品・県外産品の商流構築、更なる産業の集積等 |
|---|---|



国内貨物専用機の運航

令和6年4月11日から、ヤマトグループが機体を導入し、JALグループが運航を担う国内貨物専用機が、那覇空港での運航を開始しています。

当初、成田空港からの片道路線と北九州空港への片道路線が1日1便運航していましたが、令和7年12月2日からは成田空港との間を1日1往復しています。

(R7.12.2~R8.2.28運航ダイヤ)

■成田空港6:00発→那覇空港9:20着 ■那覇空港13:00発→成田空港15:35着

沖縄大交易会

次回開催予定！14th沖縄大交易会2026

リアル商談会
【会期】2026年11月26日(木)・27日(金)
【会場】沖縄サントリーアリーナ

オンライン商談会
【会期】2026年8月~12月中
【会場】オンラインによる商談会は会場の設置はございません



沖縄国際物流ハブを活用し、県産品及び全国特産品の海外販路拡大を目指す日本最大級の「食」をテーマにした国際商談会。これまで13回開催し、令和7年度は国内外から約400社のバイヤー、サプライヤーに御参加いただき、約2,600件の商談が行われました。

【問い合わせ先】

沖縄大交易会実行委員会事務局
(沖縄県産業振興公社内)
TEL:098-851-7463 / FAX:098-859-6233
E-mail:daikouekikai@okinawa-ric.or.jp

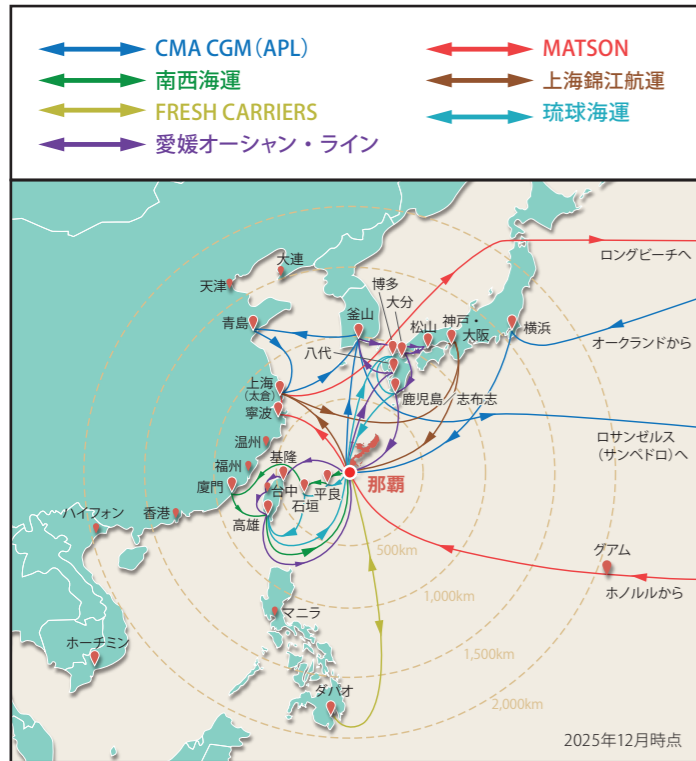


アジアと日本の懸け橋となる国際物流拠点を目指す那覇港

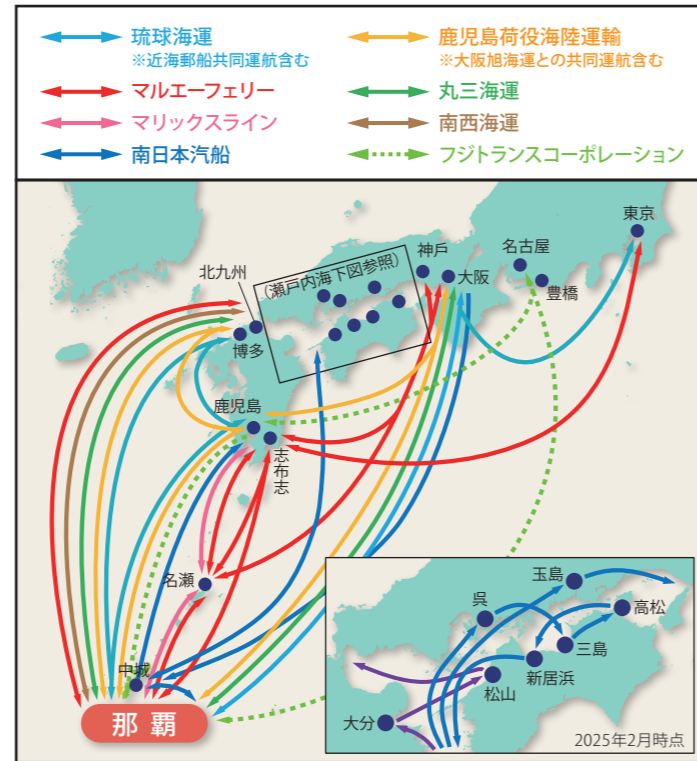
(1) 国内外につながる海上輸送ネットワーク

沖縄県の海の玄関口である那覇港においては、外貿定期航路が台湾、北米、中国、韓国、フィリピンを結ぶコンテナ航路7航路、内貿定期・不定期航路は、東京、大阪、神戸、博多、鹿児島等を結ぶRORO船、一般貨物船等の29航路（うち10航路が県内航路）が就航しています。

■ 那覇港の定期航路(国外)



■ 那覇港の定期・不定期航路(県外)



■ 那覇港の外貿定期航路(2025年12月時点)

区分	寄港地	船種	総トン数 (国際トン数)	運航回数	所要時間	船社
北米	ロサンゼルス(サンパドロ)ーオークランドー横浜ー那覇ー釜山ー青島ー上海ー釜山ーロサンゼルス(サンパドロ)	フルコン	82,794	1/週	26日	CMA CGM (APL)
	ロングビーチーホノルルーアブラ(グアム)ー那覇ー寧波ー上海ーロングビーチ	フルコン	32,575	1/週	15日	MATSON
中国	上海ー大阪ー神戸ー那覇ー上海	フルコン	9,994	1/週	1日	上海錦江航運
フィリピン	ダバオー那覇ー(博多)ー(神戸)ーダバオ	冷凍コンテナ	8,597	1/2週	3日	FRESH CARRIERS
東アジア(台湾)	※先島航路の延長 那覇ー平良ー石垣ー高雄ー那覇ー博多ー鹿児島ー那覇	RORO船	22,633	1/週	2日	琉球海運
	※先島航路の延長 那覇ー平良ー石垣ー廈門ー高雄ー那覇ー平良ー石垣ー那覇	一般貨物船	3,409	1/2週	3日	南西海運
	那覇(1st)ー八代ー釜山ー松山ー大分ー志布志ー那覇(2nd)ー基隆ー台中ー高雄ー那覇(1st)	フルコン	9,996	1/週	3日	愛媛オーシャン・ライン

※赤字は最終港 ※()寄港地は不定港

(2) 国際物流拠点機能強化のための取組

東アジアと国内をつなぐ海上国際物流拠点の実現を目指して、取扱貨物量を増大させるための取組が進められています。

① 施設整備

那覇港公共国際コンテナターミナルでは、ガントリークレーンやリーファー電源設備が整備されており、その隣接地では那覇港総合物流センターの整備が進められています。



■ 那覇港総合物流センター

沖縄県の港湾貨物の大部分を取り扱う那覇港において、集貨・創貨を促進することにより取扱貨物の増加を目指し、物流の高度化を図るとともに、流通加工等の新たな価値を生み出す高付加価値型産業の集積を図る那覇港総合物流センターの整備が進められています。令和元年5月に第1期の那覇港総合物流センターが開業し、現在、第2期・3期の総合物流センターの事業化にむけて検討を進めているところです。

物流棟各階仕様	専用区画面積	テナント	取扱貨物(実績)
3階: ドライ専用	約10,495㎡	沖縄港運(株)、マルエー物流(株)、琉球物流(株)	食品、飲料、雑貨等
2階: 冷凍・冷蔵・ドライ	〃	沖縄県黒砂糖協同組合、(株)沖縄急送、琉球通運(株)	沖縄黒糖、近海マグロ等
1階: 冷凍・冷蔵専用	〃	(株)ニチレイ・ロジスティクス九州	各種冷凍冷蔵食品

② 外貿貨物増大に向けた取組

那覇港輸送効率化支援事業等の支援制度を実施することを通じて取扱貨物量の増加を促進、新規航路の定着などを目指します。

那覇港輸送効率化支援事業について詳しくはこちら▶



那覇港輸送効率化支援事業の概要

- 事業目的 那覇港輸送効率化支援事業(以下、「本事業」という。)は、那覇港を利用する国際コンテナ貨物の効率的な輸送パターンへのシフトを支援することにより、那覇港における国際コンテナ貨物の増大と那覇港を利用する輸送の効率化を促進することを目的としております。
- 対象事業者 国際コンテナ貨物を輸送する荷主または物流企業
- 支援内容 那覇港を利用した輸送ルートでのシフト後の海上輸送費・陸上輸送費・保管費用等の経費の50%を対象とし、1事業あたり最大100万円を補助します。
- 対象要件 ①那覇港を利用して国際コンテナを取り扱う荷主または物流事業者であること
②輸送パターンⅠ型、Ⅱ型に概ね該当すること(下図参照)
③本事業目的に合致し、那覇港を今後継続的に利用する見込みであること など

《支援対象の輸送パターン》



【問合せ先】那覇港管理組合 企画建設部 みなと振興課 TEL 098-868-2582

3 若く優秀な人材とつながる沖縄

平均年齢の若さ
全国1位



Uターン者割合
全国1位

人口減少時代に移行する中で、沖縄県は東京に次いで、全国2位の人口増減率となっています。
また、都道府県別の平均年齢は最年少の43.5歳、年少人口(0~14歳)の割合も16.6%と全国1位の割合の高さであり、日本一若い県といえます。
県内の工業系教育機関には、毎年約3,000名の学生が入学しており、将来のものづくり産業を担う人材が育成されています。

(出所: 社会保障・人口問題基本調査、総務省統計局 国勢調査)

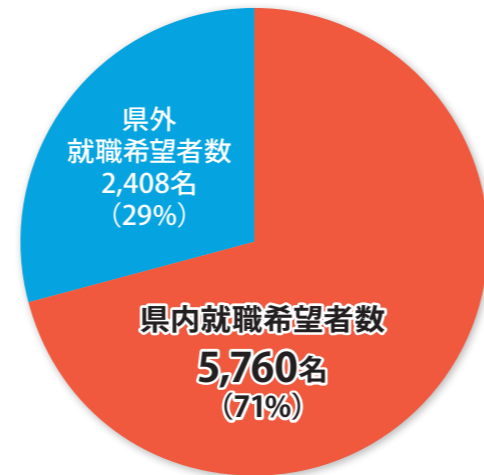
新卒者の71%は県内就職を希望しています。

■ 県内新卒者(就職希望者)の就職状況データ(全学科)

	高校	短大	大学	専修学校等	計
卒業者数(人)	21,095	529	3,772	3,661	29,057
就職希望者数(人)	1,703	394	2,865	3,206	8,168
	県内 1,099	263	1,871	2,527	5,760
	県外 604	131	994	679	2,408
就職内定者数(人)	1,692	375	2,488	2,981	7,536
	県内 1,092	254	1,563	2,320	5,229
	県外 600	121	925	661	2,307
就職内定率	99.4%	95.2%	86.8%	93.0%	92.3%
	県内 99.4%	96.6%	83.5%	91.8%	90.8%
	県外 99.3%	92.4%	93.1%	97.3%	95.8%

資料: 沖縄労働局職業安定部職業安定課 令和7年3月卒業(令和7年3月末現在)

■ 新規学卒者の就職状況(全学科)



■ 大学・高等専門学校・県立の工業系高等学校等の入学定員数

	学校名	定員	学校名	定員
北部	国立沖縄工業高等専門学校(本科)	160	名護商工高等学校	200
	美来工科高等学校	320	美里工業高等学校	280
中部	国立大学法人琉球大学(工学部)	350		
南部	浦添工業高等学校	280	那覇工業高等学校	320
	南部工業高等学校	120	沖縄工業高等学校	320
離島	八重山商工高等学校	160	宮古工業高等学校	120
全体合計				2,630

■ 職業能力開発校

学校名	定員
沖縄職業能力開発大学校	190
具志川職業能力開発校	135
浦添職業能力開発校	130
合計	455

※その他、沖縄職業能力開発促進センターにも工学系学科が設置されています。
出所: 沖縄県教育委員会、各校HP

4 ビジネスがつながる支援メニュー

■ 人材確保・人材育成に対する支援

(1) 沖縄県プロフェッショナル人材戦略拠点事業

プロ拠点のスタッフが、県内中小企業等の経営者と丁寧な対話を行い、生産性向上や競争力強化等の企業課題の解決に資するプロ人材のマッチングを支援します。



プロフェッショナル人材戦略拠点
プロフェッショナル人材戦略マネージャー

地域金融機関OBや地元企業OBなど、地域経済を熟知した人材が運営

活用のステップ

- STEP1 >>> 幅広い経営課題について、プロ拠点に相談
- STEP2 >>> 企業課題の解決に資する人材ニーズを、プロ拠点とともに具体化
- STEP3 >>> 各関係機関と連携したプロ拠点のサポートにより、ニーズに合った人材とマッチング
- STEP4 >>> マッチング後も、社内での人材の活躍や定着に向けて継続的に相談可能

【問合せ先】 沖縄県商工労働部労働政策課 TEL:098-866-2366



(2) 沖縄県奨学金代理返還支援事業

県内中小企業の人材確保・定着を支援するため、企業が従業員に対して行う奨学金返還支援に対し、企業が負担する経費の一部を補助します。

《活用イメージ図》



対象企業	・沖縄県内に本社のある中小企業 ・就業規則等で従業員への奨学金返還支援制度を有する企業 ※新たに支援制度を創設する企業も対象
対象従業員	・正社員として勤務している35歳未満の者
補助金額	対象従業員の年間返還額の2分の1を対象とし、以下①、②のうち低い額 ①企業の年間支援額の2分の1(認証企業※については4分の3) ②従業員一人につき年間最大9万円(認証企業※については年間13.5万円)
申請期間	令和8年4月1日～令和9年2月28日 ※予算の上限に達し次第終了

※認証企業とは、以下4つのうちいずれかを取得している企業
●沖縄県所得向上応援企業認証制度 ●沖縄県人材育成企業認証制度
●沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度 ●経営改革計画認証制度

【問合せ先】 沖縄県商工労働部雇用政策課 TEL:098-866-2324

(3) 沖縄UIターン就職サポートセンター

沖縄県内での就職を希望する方への相談窓口として沖縄UIターン就職サポートセンターを沖縄(那覇)・東京・大阪にオープンし、県内への就職・再就職を支援しています。

センターでは、就職相談、沖縄県内の企業情報、移住情報、各エリアで予定されている就職イベントの情報提供などを実施しており、専門の相談員が沖縄県内就職をサポートしています。

お問い合わせ



「リっか沖縄」
UIターン事業
ナビサイト

イメージ図



(4) 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース) (問合せ先: 沖縄助成金センター TEL:098-868-1606)

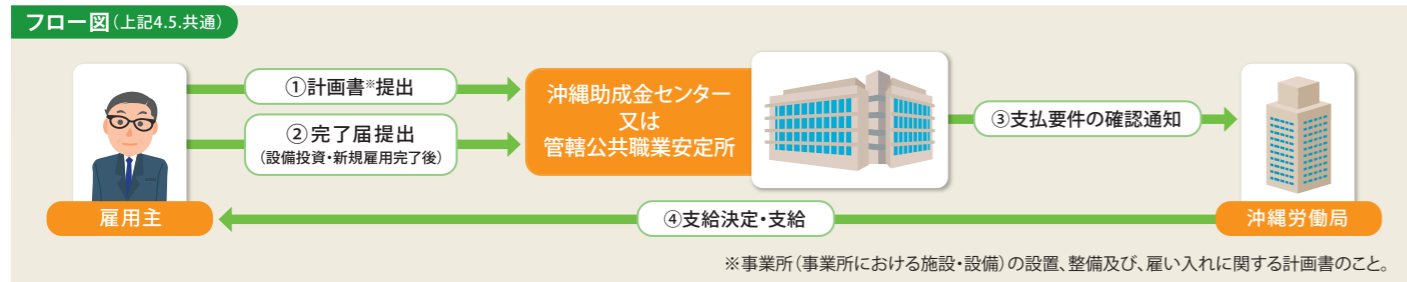
同意雇用開発促進地域又は過疎等雇用改善地域に事業所の設置・整備を行い(対象費用1点あたり20万円以上で、合計額300万円以上)、それに伴い当該地域に居住する求職者を3人(創業の場合は2人)以上雇い入れる事業主に対し、雇い入れた対象労働者の数及び設置・整備に要した費用に応じて助成金が支給されます(その他適用条件有)。



- 支給額: 規定額(50万円~800万円)/年
- 助成期間: 年1回、最大3年間

設置・整備費用	対象労働者の増加人数 ()内は創業の場合のみ適用※1			
	3(2)~4人	5~9人	10~19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円 (100万円)	80万円 (160万円)	150万円 (300万円)	300万円 (600万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円 (120万円)	100万円 (200万円)	200万円 (400万円)	400万円 (800万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円 (180万円)	150万円 (300万円)	300万円 (600万円)	600万円 (1,200万円)
5,000万円以上	120万円 (240万円)	200万円 (400万円)	400万円 (800万円)	800万円 (1,600万円)

※1 中小企業事業主の場合は、初回の支給時にこれらの額の1/2の額を上乗せ。
ただし、創業の場合はこれにかかわらず、労働者の増加数2人から対象とするとともに、初回の支給時に()内の額の倍額を支給



(5) 地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進コース) (問合せ先: 沖縄助成金センター TEL:098-868-1606)

沖縄県において事業所の設置・整備を行い(費用が契約1件あたり20万円以上で、合計額が300万円(中小企業は100万円)以上)、それに伴い県内に居住する35歳未満の若年求職者を3人以上雇入れ、その定着を図る事業主に対し、支給した賃金の一部が助成されます。対象若年労働者を3人以上雇入れ、更に沖縄県内に居住する新規学卒労働者を雇い入れる場合、新規学卒者も助成対象となる場合があります(その他適用条件有)。



- 支給額: 事業主が算定期間中に助成金対象者(1人あたり)に支払った賃金に相当する額の1/4(中小企業は1/3)を助成
- 助成期間: 年2回、1年間(労働者の定着状況が良好な事業主の場合2年間)
- 支給限度額: 1人につき年間120万円(各算定期間1人につき60万円)

※注意事項: 計画書提出から完了日までに納品・引渡・支払いが済んでいるもの及び、この間に雇入れた者が対象となります。

初期投資軽減のための支援

沖縄振興開発金融公庫の融資制度

国際物流拠点産業集積地域又は産業イノベーション促進地域内において事業を行うために必要な資金を融資します。



資金名	限度額	返済期間	問合せ先
産業開発資金	所要資金の7割	25年以内	融資第一部 産業開発融資班 TEL:098-941-1765
中小企業資金	7億2,000万円	20年以内	融資第二部 中小企業融資第一班 TEL:098-941-1785
生業資金	7,200万円		融資第二部 生衛・創業融資班 TEL:098-941-1830

※上記のほかにも事業の種類、資金の使いみちによって、さまざまな融資制度があります。
※詳細については、沖縄振興開発金融公庫のHPをご覧ください。

立地企業に対する支援

国際物流拠点地域うるま地区立地企業支援事業 (問合せ先: 沖縄県商工労働部 企業立地推進課 TEL:098-866-2770)

国際物流拠点産業集積地域のうち旧特別自由貿易地域に立地する企業においては、輸送コストの削減や、連携企業の確保等が課題となっています。そのため、本事業により、立地企業に対するきめ細かなハンズオン支援を行い、生産性の向上や稼ぐ力の強化を図り、安定的操業及び事業拡大につなげていきます。

支援内容

- ①経営支援の専門家が、立地企業への訪問等によるヒアリングを実施し、ニーズ分析から、施策提案、実行、検証、改善までのPDCAサイクルに基づいた一貫した支援を行う。
- ②企業間連携や産学連携を促進するため、マッチング支援を実施する。
- ③立地企業の認知度向上に資する取り組みを行い、人材確保・育成に繋げる支援を行う。



輸送費に対する支援

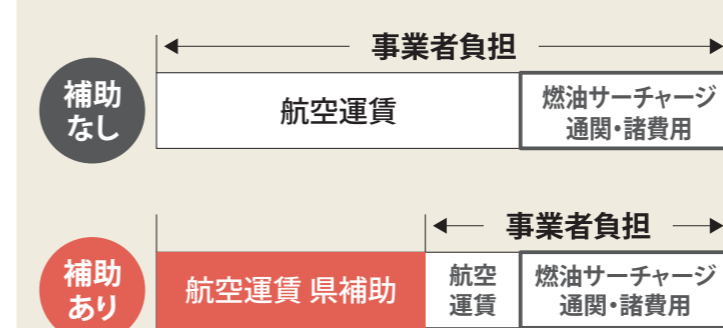
航空コンテナスペース利用促進事業

沖縄県では、那覇空港を拠点とする国際航空物流ネットワークの拡充に向けた物流機能強化を図るため、那覇空港から国外への輸出貨物の輸送に係る航空運賃の一部を航空会社に費用補助しています。

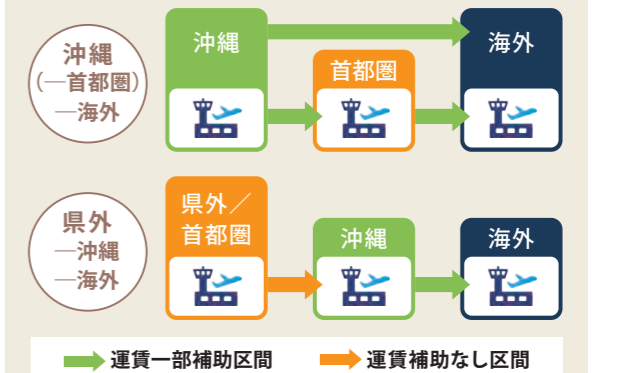


- 利用対象事業者: 貨物利用運送業者、生産者、製造事業者、商社等卸業者、流通業者
 - 対象貨物: 農産物、畜産物、水産物、加工食品、化粧品、工芸品、精密機械等
 - 対象仕向地: 台湾、韓国、中国(香港・マカオ除く)、香港・マカオ、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、ベトナム、フィリピン、カンボジア
 - 利用方法、利用条件、補助額等: 沖縄県による利用承認を受けている貨物利用運送事業者にお問い合わせください。
- ※対象仕向地等についての最新情報、利用承認を受けている貨物利用運送事業者については、沖縄県公式ホームページ内グローバルマーケット戦略課のサイトでご確認ください。

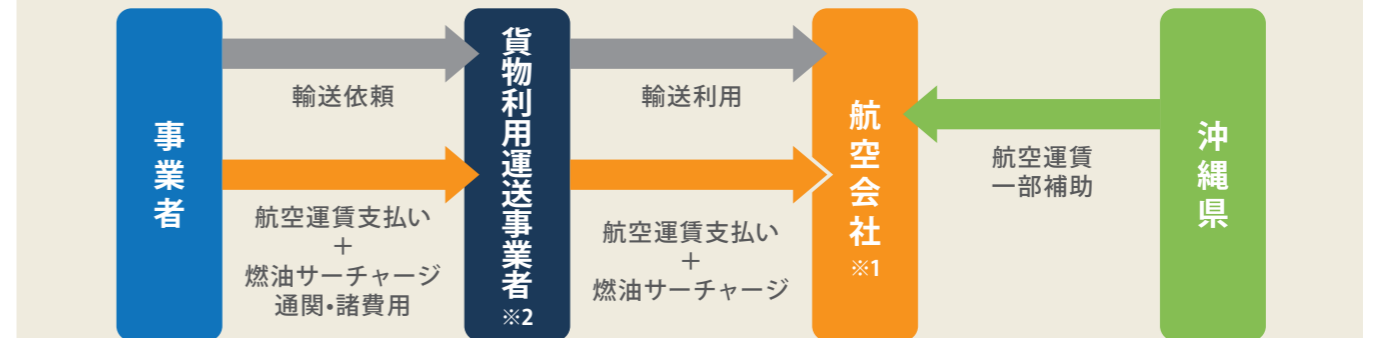
《運賃補助のイメージ》



《補助活用例》



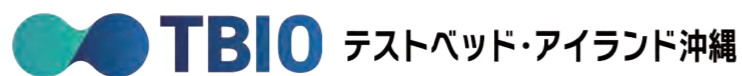
《利用の流れ》



※注1: 沖縄県から補助金交付決定を受けた航空会社 ※注2: 沖縄県から利用承認を受けた貨物利用運送事業者

■ 実証実験に対する支援

実証実験支援



沖縄県では、企業が行う新技術等の社会実装に向けた実証実験を支援することにより、沖縄に高度な技術を持った企業や人材を呼び込むとともに、地元企業や自治体等とのオープンイノベーションを促進することで、新製品の創出や社会課題解決につながる取組を進めています。その一環として、実証実験に関する企業からの相談対応を行うワンストップ窓口を設置し、国・県・市町村等が連携した支援を行います。

実証実験サポート事業

(問合せ先: 沖縄県商工労働部企業立地推進課 TEL: 098-866-2770)

【対象プロジェクト】

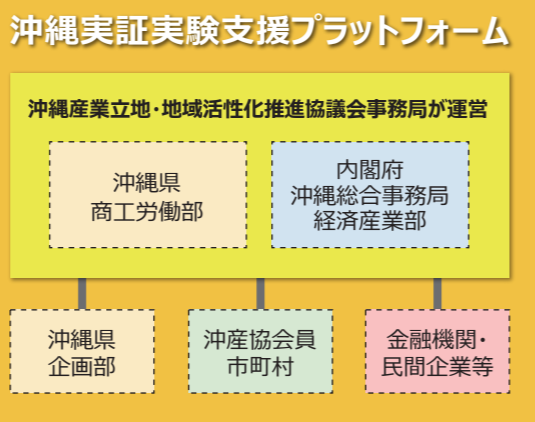
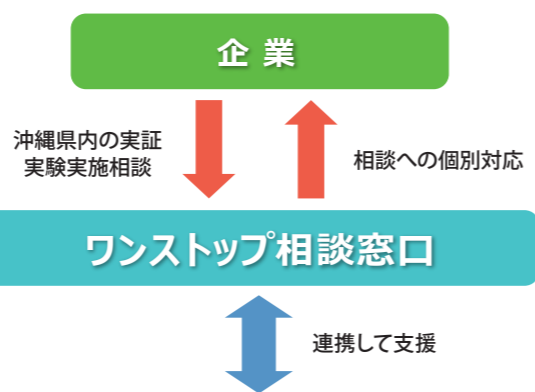
企業が社会課題解決につながるため、沖縄県内で実施する新技術等の社会実装を目指した実証実験プロジェクト(以下「プロジェクト」とします)。

【支援内容】

- ① ワンストップ窓口(相談窓口)による相談対応
- ② 公共施設等の実証実験フィールドの提供・斡旋
- ③ 県内企業、支援機関、研究機関等とのマッチング
- ④ プロジェクト実施に係る地元調整支援等
- ⑤ 規制に関する相談対応(国家戦略特区、サンドボックス制度の活用等)
- ⑥ 活用可能性のある他の支援メニューの紹介
- ⑦ モニター等の募集支援
- ⑧ プロジェクトに関するPR支援
- ⑨ その他、プロジェクト実施に必要な支援



ワンストップ窓口



テストベッド実証支援事業

(問合せ先: 沖縄県商工労働部ITイノベーション推進課 TEL: 098-866-2503)

革新的なデジタル技術・サービスを持つ沖縄県内外の企業等による沖縄県内での実証実験に対し、経費の一部を補助します。補助対象期間中の伴走支援も実施します。

【補助内容】

- 対象者: デジタルを活用した技術やサービスの実証実験を沖縄県内で実施する事業
- 補助率: 対象経費の1/2
- 上限額: 1,000万円
- 対象経費: 人件費、事業費

■ その他支援サービス

(1) 経営相談窓口(沖縄県中小企業支援センター)

～新たな一歩を踏み出したい方へ。改善と挑戦をワンストップで支援～

沖縄県産業振興公社では、創業者や中小企業者等が抱える経営上の課題や取組みに対し、専門的な知識と経験を有するマネージャーが無料で何度でも経営相談に応じます。(窓口・電話・オンラインも可)

また、様々な経営課題(経営、資金、人材、DX化等)の解決に取り組む中小企業者等に対し、経験豊富な公社登録専門家を派遣し、適切なアドバイスを行うことにより、経営課題の解決を図ります。

※派遣費用の2/3は当社が負担します(企業負担: 1/3)



経営相談窓口



中小企業100の支援



〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831番地1 (沖縄産業支援センター4階)

TEL 098-859-6237

(2) 沖縄域外競争力強化促進事業費補助金

(問合せ先: 内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 TEL: 098-866-1731)

※掲載内容は令和7年度の概要です。詳細は公募HPをご確認ください。また、最新情報は沖縄総合事務局までお問合せください。

沖縄から搬出される生産物の増加を図るため、先進的若しくは沖縄の特色を生かした生産物を生産する事業又は現に沖縄に搬入されている生産物の沖縄県内における自給率の向上を図るため、沖縄県内において当該生産物を生産する事業に要する経費を総合的に支援します。

対象事業	(1) 先進的な事業 (2) 沖縄の特色を生かした事業 (3) 自給率向上に取り組む事業 (4) 上記に係る計画を策定する事業	例) 半導体や医療機器等、高付加価値製品の製造 例) 沖縄の特産物である農水畜産物の養殖・生産・加工 例) 県外からの移入製品の県内での生産・加工 例) 市場調査、導入予定設備の仕様作成等を踏まえた事業化の検討
補助上限額	2億円 ※事業に応じて上限額、下限額が設定されています。詳しくは公募HPをご確認ください	
補助率	対象経費の2/3	補助対象者 中小企業者等
補助対象経費	(1) 人件費、(2) 謝金、(3) 旅費、(4) 補助員雇上費、(5) 機械設備等費 (①機械装置・物品費、②機械設備等付属設備費)、(6) 建物取得費・建物付属設備費、(7) 原材料費、(8) 外注費、(9) 賃借料、(10) 販路開拓費 (①印刷製本費、②コンテンツ制作費、③展示会等出展費) 等	

(3) その他支援事業一覧

沖縄県では、専門家による様々な支援で、県内外企業者の皆様に応援しています。随時、ご相談を受け付けていますので、どなたでもお気軽にご相談ください。

事業名	問合せ先
物流なんでも相談窓口(物流対策総合支援事業) 物流に精通したアドバイザーによる無料の相談窓口を設置し、物流に関するアドバイス、情報の提供及び改善提案等を行います。	沖縄県産業振興公社 海外ビジネス支援課 TEL: 098-859-6238
沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口(沖縄特区・地域税制等活用促進事業) 県内外の事業者が、県内において設備投資をすると各種の課税特例等を受けることができる場合があることから、ワンストップ相談窓口を設置し、制度活用のための情報提供、事前相談、申請書の作成支援等を行います。	沖縄特区・地域税制活用 ワンストップ相談窓口 TEL: 098-894-6377 (沖縄県産業政策課 TEL: 098-866-2330)
ものづくり県内受注・生産性向上支援事業 県内製造業における域内経済循環の拡大や収益力強化を図るため、県内企業間マッチング支援及び受注に繋げるための専門家派遣による課題解決、生産性向上に向けた技術開発、製造現場の改善や省力化に関する人材育成を実施します。	沖縄県産業振興公社 事業支援課 TEL: 098-851-8760
沖縄ものづくり製品開発・技術導入支援事業 県内ものづくり産業の競争力強化を図るため、県内製造事業者を中心とした付加価値の高い製品開発や生産技術の導入のためのプロジェクト等に対する支援を行います。	沖縄県産業振興公社 産業振興課 TEL: 098-859-6239
稼ぐ海外展開モデル支援事業 海外展開に取り組む県内企業を持続可能な成長へ導くことを目的として、「実践的な市場開拓」や「稼ぐ海外ビジネスモデルの構築」など伴走型の支援に重点を置き、企業の成長段階に応じて戦略的な海外展開を支えるための新たな取組を実施します。	沖縄県商工労働部 グローバルマーケット戦略課 TEL: 098-866-2340
アジア・ビジネス・ネットワーク事業 ① 県内企業等が、海外へビジネス展開する際の海外企業等とのネットワーク構築をサポートします。 ② 海外企業等が、県内において投資、立地、商取引、企業視察、経済交流等を行う際のサポートをします。	沖縄県産業振興公社 海外ビジネス支援課 TEL: 098-859-6238 (沖縄県グローバルマーケット戦略課 TEL: 098-866-2340)

■ 沖縄県工業技術センター支援サービス

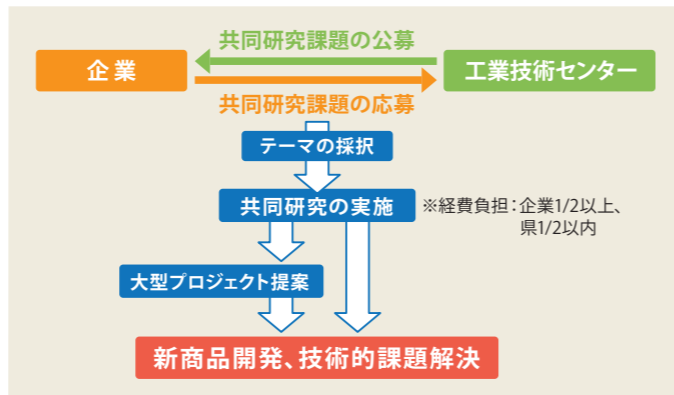
～技術的課題の解決を沖縄県が支援します～ (問合せ先: TEL 098-929-0111)

沖縄県工業技術センターでは企業からの様々な技術相談を受け付けており、当センターとの共同研究や技術情報の提供、技術指導などを通して、企業の技術的課題解決のための支援を行っています。技術的課題でお悩みの方はまずはご相談下さい。下記事業の詳細については、当センターのHPをご覧くださいか、お電話にてご相談ください。

(1) 企業連携共同研究開発支援事業

企業が直面している技術的課題に対して当センターとの共同研究により解決を図ります。

- 事業対象: 県内の中小企業者等
- 支援内容: 企業単独では困難な、新技術・新製品の開発や製造工程の改良・改善技術の確立、技術課題の解決等
 - 企業等には、研究に必要な費用(消耗品、旅費等)の1/2以上を負担して頂きます。
 - おおよその目安は30～200万円/テーマ(企業負担分15～100万円)です。

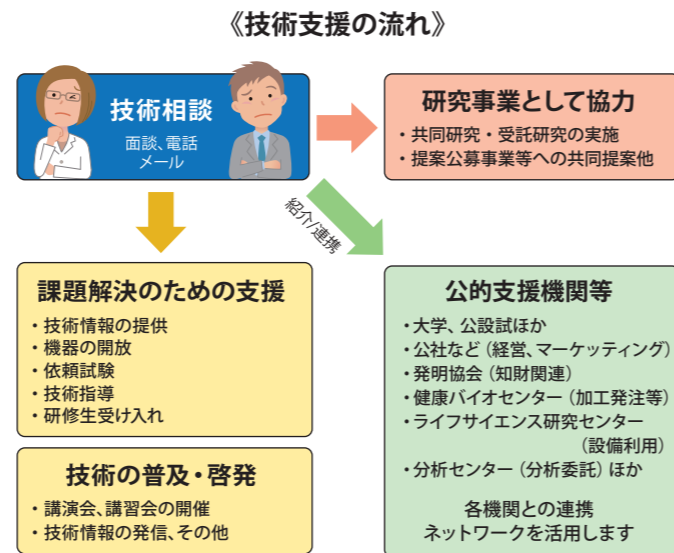


(2) 工業技術支援事業

製造業等地域産業の生産性や品質向上、製品開発等を支援するため、企業が直面している技術的課題を把握し、当センターが保有する技術、研究成果、情報等を活用して課題の解決を図ります。

- 事業対象: 県内の中小企業者及び創業予定者
- 支援内容:

- 1 技術相談(無料)**
製品開発や品質向上など技術的な課題について、電話、E-mailあるいは来所いただき、専門の相談員が相談に応じます。
- 2 研修生受入**
分析技術の取得、製品開発のための試作などを目的として研修生を受け入れます。
- 3 依頼試験(有料)**
製品の品質管理や製品開発に必要な分析を依頼試験として行っています。
- 4 機器の開放(有料)**
原料の加工試験、品質管理のための分析などを行う際、当センターの保有する加工機や分析機器を利用することができます。
- 5 技術講習会の開催**
試験、分析技術、溶接、食品加工、衛生管理技術など専門分野の技術講習会を開催します。



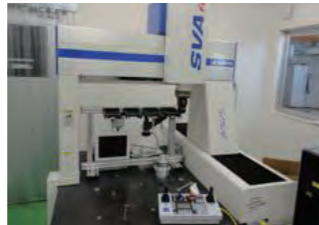

金型技術研究センター

(問合せ先: TEL 098-929-0280)

～「金型技術研究センター」が素形材産業向け賃貸工場1号棟に併設されています～

県内企業の金型技術の向上を図るため、人材育成、研究開発、機器の開放(有料)などの取組を行っています。(平成22年4月発足)

■ 金型技術研究センターに設置されている主な機器

加工機	成形機	計測機	電気自動車関連
			
高速マシニングセンタ	射出成形機	三次元測定機	シャーシダイナモ

5

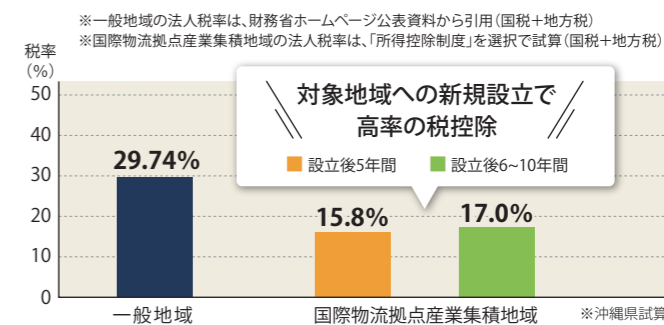
経済特区における税制特例

国内随一の税優遇を実現する特区・地域制度

沖縄振興特別措置法に基づき、国内随一となる高率の**所得控除(最大40%)**や設備投資を促進する課税の特例をはじめ、国税、関税、地方税に関する各種の税優遇制度が設けられています。



国際物流拠点産業集積地域と一般地域との法人課税の実効税率比較



	1 産業イノベーション促進地域	2 国際物流拠点産業集積地域	3 経済金融活性化特別地区
対象事業・施設	①製造業 ②道路貨物運送業 ③倉庫業 ④卸売業 ⑤自然科学研究所 ⑥電気業(一定の要件あり) ⑦特定のガス供給業 ⑧デザイン業 ⑨こん包業 ⑩機械修理業 ⑪機械設計業 ⑫非破壊検査業 ⑬商品検査業 ⑭計量証明業 ⑮経営コンサルタント業 ⑯エンジニアリング業 ⑰研究開発支援検査分析業 ※⑧～⑰は税制以外の特例制度のみ対象	①製造業 ②特定の機械等修理業 ③特定の無店舗小売業 ④倉庫業 ⑤航空機整備業 ⑥道路貨物運送業 ⑦特定の不動産賃貸業 ⑧卸売業 ⑨こん包業 ※⑧は税制以外の特例制度のみ対象	①金融関連産業 ②情報通信関連産業 ③観光関連産業 ④農業・水産養殖業 ⑤製造業 ⑥経営コンサルタント業 ※⑧～⑰は税制以外の特例制度のみ対象
国税*1			
所得控除	—	○	○
投資税額控除	○	○	○
特別償却	○	○	○
エンジェル税制	—	—	○
地方税*2			
事業税	○	○	○
不動産取得税	○	○	○
固定資産税	○	○	○
事業所税(那覇市のみ)	○	○	—

税制活用についての詳細は「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」までご相談ください。

沖縄県産業振興公社内
沖縄特区・地域税制活用
ワンストップ相談窓口
TEL.098-894-6377
E-mail:okitoku@okinawa-ric.or.jp



※1 国税の特例措置は、各年度毎にいずれか1つを選択。 ※2 事業所税は地方税法附則第33条に基づく。それ以外は国による減収補填措置を前提に、県及び市町村が条例により措置。

産業イノベーション促進地域 県内全域 (41市町村)

沖縄県知事策定の「産業イノベーション促進計画」における指定地域の区域内（県内全域）の企業が、その産業高度化・事業革新措置の実施に関する計画について、事前に沖縄県知事から当該計画が適当である旨の認定及び主務大臣による確認を受けた上で、以下の国税及び地方税における税制上の特例措置を活用することができます。



	特例措置	特例措置の概要	対象業種
国税	①投資税額控除	県内全域において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う 一定価額(機械及び装置、器具及び備品100万円注2、建物及びその附属設備1,000万円注3) を超える設備の新増設をした場合、その設備の取得価額の一定割合が法人税額から控除される。 控除率： 機械及び装置、器具及び備品 15% 建物及びその附属設備、構築物注4 8% (法人額の20%限度、繰越4年、取得価額の上限は20億円)	1. 製造業 2. 道路貨物運送業 3. 倉庫業 4. 卸売業 5. 自然科学研究所 6. 電気業(一定要件あり) 7. 特定ガス供給業 8. デザイン業 9. こん包業 10. 機械修理業 11. 機械設計業 12. 非破壊検査業 13. 商品検査業 14. 計量証明業 15. 経営コンサルタント業 16. エンジニアリング業 17. 研究開発支援検査分析業 ※8～17は国税及び地方税(事業所税除く)の特例措置は対象外
	②特別償却	県内全域において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う 一定価額(機械及び装置、器具及び備品100万円注2、建物及びその附属設備1,000万円注3) を超える設備の新増設をした場合、特別償却が認められる。 特別償却率： 機械及び装置、器具及び備品 34% 建物及び建物附属設備、構築物注4 20% (取得価額の上限は20億円)	
地方税	③法人事業税の課税免除	指定地域内において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う 一定価額(機械及び装置、器具及び備品500万円、建物及びその附属設備1,000万円) を超える設備の新増設をした場合、法人事業税を一部免除(5年間)注2注3	
	④不動産取得税の課税免除	指定地域内において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う 一定価額(1,000万円) を超える対象施設である家屋及びその敷地である土地を取得した場合、不動産取得税を一部課税免除注5	
	⑤固定資産税の課税免除 ※倉庫業を除く	指定地域内において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う 一定価額(機械及び装置、器具及び備品100万円、建物及びその附属設備1,000万円) を超える設備の新増設をした場合、各市町村の条例により固定資産税を一部課税免除(5年間)注3	
	⑥事業所税の課税軽減 ※那覇市のみ	那覇市において、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従う 機械装置等の取得価額が1,000万円以上で、建物等の取得価額の合計額が1億円以上の新設の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として計算(5年間)	

※特例措置の活用には認定が必要です。①、②、③、④、⑤沖縄県知事による措置実施計画の認定及び主務大臣による確認が必要
 実際に特例措置を活用するには、各税務署及び沖縄国税事務所(国税)、県税事務所(地方税のうち県税)、各市町村税務担当課(地方税のうち市町村税)にご相談ください。
 ただし、認定を受けたとしても特例の適用を確約するものではありませんので、予めご了承ください。(適用に関する適否については、税務当局の判断になります。)

注1: 国税特例措置は、①②のいずれかを**選択**(個人は②のみ) 注4: 構築物はガス供給業又は製造業の用に供する液化天然ガスを貯蔵するためのガス貯槽及びそのガスを利用するための導管に限る
 注2: 器具及び備品は、専ら開発研究用その他政令で定められるものに限り 注5: 土地については、**取得(購入)後1年以内に建物建設に着手した場合に限る**
 注3: 建物附属設備は、建物と同時取得した場合にのみ制度対象となる。

特区・地域制度活用のメリット

<h4>1 所得控除</h4> <p>法人税の課税対象所得の最大40%を損金として算入できます(国際物流拠点産業集積地域のみ)。</p>		<p>※法人税率(国税+地方税)は30%として算出 ※所得控除の活用により、法人実効税率約30%→約20%</p>
<h4>2 投資税額控除</h4> <p>機械設備等を新・増設した場合、その取得価額の一定額を法人税額から控除することができます。</p>		<p>※所得は普通償却額のみを損金算入した時の額 ※法人税(国税)は23%として算出 ※控除限度額(法人税額の20%)を超えた金額は、翌年度以降に控除可能(4年間繰越可)</p>
<h4>3 特別償却</h4> <p>機械設備等を新・増設した場合、その取得価額の一定額を特別償却費として経費に算入できます。</p>		<p>※所得は普通償却額のみを損金算入した時の額 ※法人税率(国税)は23%として算出 ※特別償却率50%は国際物流拠点産業集積地域制度活用の場合</p>

国際物流拠点産業集積地域 那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区、 うるま・沖縄地区(中城湾港新港地区、仲嶺・上江洲地区、平安座地区、池武当地区)、南風原・八重瀬地区

沖縄県知事策定の「国際物流拠点産業集積計画」における指定地域内の企業が、事業計画等について、知事による所要の認定及び主務大臣による所要の確認等を受けた場合に、以下の税制上の特例措置を活用することができます。



	特例措置	特例措置の概要	対象業種
国税	①所得控除	国際物流拠点産業集積地域内において、 新たに設立された、対象業種のいずれかを専ら営む、常時使用する従業員数15名以上の法人 について、新設後 10年間 、法人税課税所得の40%が控除される。(法人事業税、法人住民税も同様)	1. 製造業 2. 倉庫業 3. 特定の機械等修理業 4. 特定の無店舗小売業 5. 航空機整備業
	②投資税額控除	対象地域内において、対象業種の用に供する一定価額(機械及び装置100万円、建物及びその附属設備1,000万円注2)を超える設備の新増設をした場合、その設備の取得価額の一定割合が法人税額から控除される。 控除率： 機械及び装置15%、建物及びその附属設備8% (法人税額の20%限度、繰越4年、取得価額の上限は20億円)	1. 製造業 2. 倉庫業 3. 道路貨物運送業 4. 卸売業 5. 特定の機械等修理業 6. 特定の無店舗小売業 7. 特定の不動産賃貸業 8. 航空機整備業 9. こん包業注4
	③特別償却	対象地域内において、対象業種の用に供する一定価額(機械及び装置100万円、建物及びその附属設備1,000万円注2)を超える設備の新増設をした場合、特別償却が認められる。 特別償却率： 機械及び装置50%、建物及びその附属設備25% (取得価額の上限は20億円)	
関税	④関税の課税の選択制の適用	保税工場などにおいて、外国貨物を原料として加工又は製造された製品を国内に引き取る際に課される関税について、特定品目を除き原料に対する課税と製品に対する課税のいずれかを選択できる。	
	⑤保税地域許可手数料の軽減	保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域に係る許可手数料が半減される。	
地方税	⑥法人事業税の課税免除	対象地域内において、対象業種の用に供する 一定価額(機械及び装置1,000万円、建物及びその附属設備1,000万円) を超える設備の新増設をした場合、法人事業税を一部課税免除(5年間)注2	
	⑦不動産取得税の課税免除	対象地域内において、対象業種の用に供する 一定価額(機械及び装置1,000万円、建物及びその附属設備1,000万円) を超える設備の新増設をした場合、不動産取得税を一部課税免除注2注3	
	⑧固定資産税の課税免除 ※倉庫業を除く	対象地域内において、対象業種の用に供する 一定価額(機械及び装置100万円、建物及びその附属設備1,000万円) を超える設備の新増設をした場合、各市町村の条例により固定資産税を一部課税免除(5年間)注2注3	
	⑨事業所税の課税軽減 ※那覇市のみ	那覇市において、対象業種の用に供する 機械装置等の取得価額の合計額が1,000万円以上、建物等の取得価額の合計額が1億円以上の新設の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として計算。(5年間)	

※特例措置の活用には認定が必要です。①沖縄県知事による特定国際物流拠点事業の認定及び主務大臣による確認が必要
 ②、③、⑥、⑦、⑧沖縄県知事による措置実施計画の認定及び主務大臣による確認が必要
 ④、⑤地区税関の許可及び主務大臣の事業認定が必要
 実際に特例措置を活用するには、各税務署及び沖縄国税事務所(国税)、沖縄地区税関税務相談室(関税)、県税事務所(地方税のうち県税)、各市町村税務担当課(地方税のうち市町村税)へご相談下さい。
 ただし、認定を受けたとしても特例の適用を確約するものではありませんので、予めご了承ください。(適用に関する適否については、税務当局の判断になります。)

注1: 国税は、特例措置のうち、①②③のいずれかを**選択**(個人は③のみ) 注3: 土地については、**取得(購入)後1年以内に建物建設に着手した場合に限る**
 注2: 建物附属設備は、建物と同時取得した場合にのみ制度対象となる。 注4: こん包業は国税及び地方税(事業所税除く)の特例措置は対象外

制度を受けるまでの基本的な流れ

